

## ご議論いただきたい主な論点（第6回）

### 1. イノベーションへの正負の影響の評価の在り方

#### 【論点①】

イノベーション（研究開発インセンティブ）に対する正負の影響を純粹に比較衡量することは現実的に困難な面もあるところ、実務上の建て付けとしてどのように考えるべきか。

また、将来に向けた不確実性を必然的に伴うイノベーションの特性に鑑み、事実認定や評価の仕方について工夫・整理すべきことがあるか。

### 2. 短期的影響と長期的影響の間での評価の在り方

#### 【論点②】

企業行動による競争への影響について、短期的影響（価格・供給量等の静態的な競争）と長期的影響（技術革新・市場創出等につながる動態的な競争）との間での全体としての影響評価において、

I. 短期的には特段の悪影響は認められないが、長期的にはイノベーション減退のおそれがある場合

II. 短期的な競争に悪影響が生じる一方、長期的にはイノベーションを促進する可能性もある場合

に短期的影響と長期的影響の関係をどのように取り扱うべきか。

### 3. 長期的効率性に係る要件充足性

#### 【論点③】

イノベーションがもたらす長期的効率性の存在を論証するための要件をどのように考えるべきか。

特に、以下のような場合についてどのように取り扱うべきか。

- I. イノベーションの成果・利益が（需要者還元されず）事業者内部での更なる研究開発への再投資に用いられる場合
- II. イノベーションの結果が需要者利益の点で外形上は肯定的に見えない場合（例：品質向上に伴い価格が上昇する、技術進展に伴い従来は不可能であったプライバシー等に深く関わる機能や需要弾力的な価格設定等が実装される）
- III. 技術特性として製品との距離が遠く、研究開発の成果が需要者への具体的還元には直ちにはつながらない場合

### 4. 研究開発競争の法適用上の位置付け

#### 【論点④】

それ自体で取引が観念されない研究開発競争について、独占禁止法上の「一定の取引分野」との関係性をどのように捉え、また、どのように法適用すべきか。研究開発競争が行われている場自体を「一定の取引分野」と捉えることが困難な場合、例えば、将来生じ得る何らかの仮想的な製品市場に投影する形で当該市場に影響を及ぼすものとして捉えるといった解釈的対応は可能か。

## 5. 立証上の取扱い

### 【論点⑤】

イノベーションへの影響の評価について、将来の不確実な予測を伴うという特性を立証上どのように取り扱うべきか。

### 【論点⑥】

長期的な正負の影響は、実際には存在するとしても、不確実性を伴う将来予測であるが故に論証できないことも考えられるところ、これが可能な場合<sup>(注)</sup>にのみ考慮することに問題はないか。

- (注) ・長期的影響について、正の影響又は負の影響のみ分かる場合  
・長期的影響は不明で、短期的影響のみ分かる場合